歴朝詔詞解

和装本
ワ 17
6266
1

利 210 1
水利2 306 1
東京帝國大學圖書
門 717 號 6266 卷 1
明治四十九 月十二日購求

歴朝詔詞解序

掛乆者雖畏神之大御代尓皇御孫之命之天降坐而安國登平乆所知食志與理始豆人之代登那理豆母彌繼々尓生坐流日之御子之現御神登神隨所知此御食國能大政事者皆於高天原而遠津神皇祖之神量々賜祁牟天津法之麻々尓

尓許曾波有那米。如此有者事登有毎尓。
天下尓令賜比志太古之詔詞之旨波志。
即其神隨治賜比志政事尓斯豆其詞母
亦神隨之麗美久妙有詞尓波阿理祁牟
乎甚遠津太古能波世尓不遺此乎城之
朝庭尓至而之御々代々之詔詞能美許
曾今之現尓傳波理豆波有祁禮其本與

理太古之狀乎傳敝太古之詞乎云續来
而有者大形者同伎狀尓阿流倍久斯豆
寂尊美重美可為物尓志有乎唯不良加
母由々志伎加母當昔既久言痛伎漢國
之教伊那志許米佛國之道等冨毘許理
被行而專其風尓學比其詞尓習比彼神
代之隨有大御風母可美詞母漸尓被失

豆甚母慨久懐悒伎枉事多尓那母麻自
禮理祁流然尓世々能物知人母不見識
故有祁牟諾而哉有祁牟其麗美登解有
書此不良登論有書者都而母阿良受豆
千萬歳月可惜古言癈來尓志乎靈幸比
坐神之御心加本居平大人生涯乎古學
尓心盡佐志許多之書巻書著志萬世尓

教喩登為而此詔詞乎母如此那母解明
論置賜敝理祁流故混乱有異國風之枉
事等者委曲尓見別禮癈來志皇國之正
久麗美伎豆夫理許登婆波真清明尓顯
而音違有八絃之琴乎調正有事能如久
塵居曇有真十見之鏡乎磨成有事能如
久尓那母成出多流阿那意牟加志底寶

寶之書登遠久長久都多波理由加牟是
能六巻之此解説書

享和三年三月　　大神安守

續紀歴朝詔詞解一巻

本居宣長解

まづ詔とは、いふ事ぞ。世ふりにたる宣命ハ、皆ひら仮名にて、詔勅ふ〜て、上代の詔勅ハ、皆かの勅も漢文のを用ひ、〜多くかりて、後の学ふ人ハ、ひらかの漢文なる方ぞ、詔書勅書とハいひ〜、むかしは皇國言乃をぞ、ふて、宣命とぞいひ〜へる。西宮記ふ詔書事、改元改元、并赦令等、類也。臨時大事為詔、尋常小事為勅、勅書事、攝政関白賜随身皇子賜源氏姓、内親王准三宮宛封戸等、類可尋註、宣命事、神社山陵告文、立后太子任大臣節會任僧綱天

台座主及喪家告文等類也奏覧儀同詔書〻〻〻

もつりをめ、や、近きほ古〳〵のハ、古〳〵傳りてぞ世(ルヨ)ぎをみる弃(ステ)て
載き〳〵れぬ、あ〳〵ぐ〳〵ふ消亡(キエウセ)て、学ふのうゝぶきわゆるハいとゝくあるら〳〵ゝちを〳〵く〳〵ゝ続うきわぶをむ有事。宣長書紀を續ぐ〳〵ふ、かの上代のかゝざるを造(ツクリミヤ)ひ設(モウケ)て、古語のまゝとゝ乃詔詞のつゝ志ぬゝ〳〵き続きぞ。ゆへ〳〵ゝるを作る。ゆるを續紀ゝハ、こゝをもてゝ〳〵て、佛号〳〵ゝをもら載ちゝとゝゆらハいとゝもく〳〵ゝをゝ〳〵ゝゆふらたゝとゝ、ゝ〳〵もきゝ〳〵ゝ奈良朝より所ゝるこの、古云ゝを文詞乃号ふつゝ〳〵ゝるハ、延喜式ゝの上るゝ、ゝ〳〵ゝゆゝるき祝詞と、此續紀の詔詞とのゝてゝをゝ〳〵ゝ続ゝ〳〵ゝをゝゆちてハゝるゝゝ。ゆゝるふこの續紀の伯詞〳〵いへゞゝ。ゝ続ゝ〳〵ハ漢文ゝゝゝまゝゝゝ。又詞のゝふゝゝゝゝゝゝ。意ゝへふ漢ゝゝゝゝゝゝ

すべてことごとにきふ侍るき事成。我ふ法ぐきる物しハ。ふぐ文書也
ぎ面のこいふしへ乃宣命書にて。そべてしぐ漢文ぐりあて。むぐ字ふ見
ぐ〜侍る〜いと拙き物ふぞ侍りきふ。そもいり形をバ。かく〜つとれ〜ハるれ
ふぞといふふまげ。そべて詔勅を作るハ。内記の職ふて。職員令ふ。大内
記二人。掌造詔勅。凡御所記録事。中内記二人。掌同大内記。
少内記二人。掌同中内記と。そ〜。負観儀式。讓國儀ふ。大臣
召内記。令作讓位宣命。訖先以草案。就内侍奏覧。若有可損益者。拠勅
處分。返賜。大臣復本所。令書黄紙。挾於書杖。祗候。まぐ延喜内
記式ぐ。凡神社山陵宣命。大臣奉勅。命内記作之。内記作ぐ。
進大臣。大臣給使。ぐ〜ぐ〜ぐ。ぐ〜ぐ〜ぐ。ぐ〜ぐ〜ぐ

又祝詞宣命も古傳の書てふ書て一もじとしるがへぞてふをハの假
字をそふ細出ふ係る先を学ふ宣命書といてり そもそもこの
こハ漢文ふハちるさで 純語のまゝふ書るなを歌ハちふもいを
ぞ 祝詞も祈ふし宣命を百官天下公民ふ宣聞しむる始
しのをバ神又人の学て心ふ志を感くべく詞ふ文をちして
美麗く作るものふして一もじも漢ふへてハるべくざるが有ふ
尋常ツネ事ハ事乃ごゝ漢文ふ書るふ書ふ乃ふ乃ふバ心ふ志バ宣命といい
ぬもの也 学人の心ふ漢を感くべく作る物ふバ文詞の作
ふ作ふハ書ふもいそぞ こをバ漢学係事を学ふ古ハいふ文
く厳ふせゝふして書ちを法西くゝ作ふひとを有ゝ志を作り
三代実録ふ貞観九年正月十七日二品仲野親王薨親王
者桓武天皇之第十二皇子也云々 幼辯慧性寛裕云々 親

王能用奏壽宣命之道音儀詞語足為模範當時王公罕識
其儀勅参議藤原朝臣基経大江朝臣音人等就親王六條
亭受習其音詞曲折焉故致仕左大臣藤原朝臣緒嗣授此
義於親王親王襲持不失師法焉と見ゆるふていくゝぬやを
かゝぶゝふ見ゆる也べくゝ物るき書籍目録ふ宣命譜といふ物
也ゝふ今ハ伝ちるぬ也ハバいふるものふ志ちを称ぐ譜と名
ぶ事ふるゆもて思ふふ詠揚ざま考ふ巨細長短昂低
曲節ふぐゝ也ちるべくゝる物ふてを行ふ学先をもくゝかくまでやも
ふくゝ物きふふぐふくゝあるバ今世紀ふをよもふもをもこを係ぐへる
べし 訓を附ることいとくゝ大事ふ一もじといへぐるなをざるにさをぐき
ふあくゝぐよくくゝ古語の例格を多ふ考へ語乃志くべをうふくゝ地
ちべきふぐ物ちべて何事ぞいふふもをも詞の文ふよるをくゝも神

も。ものよおもく感け給ふて。ものをバ。祝詞宣命はしるべひき給ふ詞の文を主とすべき事なり。神代紀。天石屋戸段ふ。天児屋命云々。而廣厚称辞。祈啓焉。于時。日神聞之。曰。頃者人雖多請。未有若此言之麗美者也。乃細開磐戸而窺之。とうるをもて。神色。殊ふる河のうるはしきに感ずるべし。近き世のあしき人。詞のごとく。ふぐ空理をのゝ説て。ふる詞をおかすふ異ひとうハ。伊乃漢意ふして。古へはとふあるべし。

○宣命の儀式ハ。貞観儀式の條々ふ。多くて。ふる中ふ。大嘗祭已日ハ。ふる。ふ。内記以宣命文進大臣。大臣執奏之。訖大臣喚堪宣命参議以上一人。授宣命文。受即復本座云々。皇太子立座東西面。次親王以下。共降之立。宣命大夫下殿。進就版宣制。其詞云。云々。諸聞食止宣。皇太子先称唯。次親王以下共称唯。皇太子先再拜。次親王以下共再拜。更宣云。云々。衆聞食止宣。皇太子先称唯。次親王以下称唯。訖皇太子先再拜。次親王以下斂再拜。宣命大夫復本座。親王以下亦復本座。云々。何。ものをもて宣命乃儀も。大ふ。ふかくはぶるものゝ。宣命大夫。ふハ。宣命文を儀人。宣命使。ふ。上ふ堪宣命参議以上一人。ふる。ふ。就版。ハ。宣命版。て。かゝて設置ふ。ふ。ふ。ふ。宣制。ハ。制ハ即命ふて。ふ。ふ。ふ。宣命。ふ。ふ。ふ。事の儀式を。ふ。ふ。ふ

をふまへつゝむ。今ゝ私ゝ。假ふまゝきて定めまゝし。後定めまゝき
ゝ。其ゝ解の中ふ。たゞ〳〵他詔を引物。その〳〵あふ。其年月の
来月日の来伝〳〵出世ハ。云多〳〵煩ゝ〳〵ハ。云少なふものゝ。
名。又代解をえむ人乃かとゝ。れ部ゝ会ふゝ。便よかゝむゝめし。
○今此書に挙ゝる本文ゝ。世に刊ゝる印本ゝ。写本ども。
も。三つ四つよみ合て。中ふゝとあゞゆるを。えらびとゝて。一つさ
てゝの本ゞとゝよりあゝきゝハ。その所〳〵乃解ふゝ。と和ゝ。
○解の中ふ。書ゝ名をつゞけて。引る文ゝ。後紀ゝ。又ゝ紀ゝ。
いふも。後紀ゝ。

○ゝべてゝ。後〳〵ゝ書に。宣命文をゝるゝやうゝてふをゝ乃。假字
を。細ふかゝて。添ゝ。例。ゝ〳〵ハ。定ゝ。ゝ〳〵ハ。勅波久
ゝうゝるがゝ。波久ハ。活〳〵辞ゝ。ゝ〳〵ゝ。添ゝ。ゝ。いづゝの。何ゝ。かゝ〳〵の

おゝ〳〵。弦ゝ。ゝ。勅久ゝ。やうふ。波字ハ。省きて。出ゝ。ゝ。ふゞ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。

念(オモフ)をみな所思。大命(オホミコト)を。新御命(ニヒミコト)とも書るとぞ。倭字も始ふて。堂
分かて定まれるこゝハなし。ぶゝみなを用ひゝを詔とも。又多仁を用
ひゝるもあり。てふ皆豆を書るもあり。又ゝ多天を書るもあるべし。
こゝもゝゝおのゝ。倭者はんゝみぞ。まむ。又まれふゝつゝふハをきゝ
用ひね。そづしき。ゝ。ゝ用ひゝゝとゝ。又倭字乃法淘ゝ。ゝて
用ひゝゝとゝゝるもあるべし。まゝ自字夫字ゝを。ゝ。法ふゝ
用ひゝゝゝ。ゝ。ゝ。

天皇祖御世中今至麻弖天皇御子之阿
禮坐牟彌繼繼尓大八嶋國將知次止天
都神乃御子隨母天坐神之依之奉之隨
聞看來此天津日嗣高御座之業止現御
神止大八嶋國所知倭根子天皇命授賜
比負賜布貴支高廣支厚支大命乎受
賜利恐坐豆此乃食國天下乎調賜比平

賜比天下乃公民乎惠賜比撫賜牟止母隨
神所思行佐久詔天皇大命乎諸聞食止
詔。是以百官人等四方食國乎治奉止任
賜幣留國國宰等尓至麻弖天皇朝庭敷賜
行賜幣留國法乎過犯事無久明支淨支直
支誠之心以而御稱稱而緩怠事無久弊
結而仕奉止詔大命乎諸聞食止詔。故尓

如此之狀乎聞食悟而歎將仕奉人者其仕奉礼良狀隨品品讃賜上賜治將賜物曾止詔天皇大命乎諸聞食止詔。

現御神止ハ阿伎都美加微登と例べ〻此例のる出雲國造神壽後稱かいへり明御神明津神あゞも也止ハ不足といふもむ〻〻貴五位なハ現御神也生而ゝる皇止坐父止坐ゞも皇ふて坐父ゞて坐し此云ハ天皇ハ号ふ現しく坐ま〻神ふて天の下治ゝ〻ゝ〻ゝ景行紀雄畧紀ふ現人神とゝるもゞ〻ゝ又号ふ遠神吾大王〻やし又天皇のゝ〻へ乃事ふ神ゞ〻ゝ

とゝ〻も神ゞて〻ゝ〻ふとゝふもし〻とく後ふ和ゝて天皇畏きなゝゞる者ふ出ゝ〻ゝ号人乃ん海とふゝつ皇て現御神ふ〻〻ゝ〻ゝ〻ゝ

し。師ハ。語らまふて。詔むとつふこと。いとれ。ものつ。大命の
ら。是と。詔ふとハ。ゆべ〳〵もなつ。ぬ人ふ。詔旨良麻。ゆべ。と。多く。書る
ゆ。ものつまとハ。訓。がたをや。○集侍の。ゆ。大被。同後。稗ふ。云。
○皇子等云〻。此。ものもかの後。稗ふ。親王。諸王。諸臣。百官人。等と
ある。ふ。ふいつ。皇子等ハ。親王とつる。と。同じ。まべて。かつ。さ。ふ。此。考ふ。定。ゆ。
と。同じ。まべて。かつ。さ。ふ。此。考ふ。定。ゆ。ることハ。こ。宣ハ。まゆ〳〵。ふ。具ふ。
省。紀。ても。ものれど。讀。を。みる。同じ。こと。しゆ。ゆ。べ。ふ。ふ。み。ゆ。ゆ。成。大御
命。も。大命。も。御命。も。勅命。も。命。も。ものゆめ。此。類。こ。乃
宣ふ。ものて。訓。を。異。ハ。ゆ。が。こと。し。等。字。も。王。の。下。臣。ゆ。下。ふ。ものべき
ゆ。こ。て。ハ。ものて。ものし。みる。多知。と。讀。ゆ。べ。十三。ゆ。ふ。王。多知。ものる。
臣。多知。ゆ。ハ。ゆ。ふ。親王。多知。臣。
王。多知。臣。多知。ゆ。ゆ。ゆ。ゆ。ゆ。百官人等。ゆ。十二。ゆ。ふ。諸
ゆ。ゆ。ゆ。ゆ。ゆ。

ごとそはそめうそもくゝんはなほるゐ〳〵みづうちすゆもゐなる
くいふたゑの伊わはバこをものをうゆをいつるうそをいふまれ
るうちひ給例てゐをそはみゆゆゝうゝ宣し出て天皇の伊ふうふゐ也
ゐ思い混ふべうゝゆゝてをゆゝくくの伊ふかゝ諸聞食止宣
といふ延一段うて此一段ゐ毋ふ集結ゐ諸芦ふ称唯伊ゐう。
○高天原ふ。ふ字。本ゆゝとふ。乎ゝ伊ハ伊し。第ふ伊ふ。高天原
ふ事波自米而と伊ふゆふうて。今改つ。○事始而。道饗祭祝
詞う。高天原ふ事始ゆ豆。皇御孫之命ゑく。遷却崇神祝詞
ふ。高天之原ふ神留坐豆。事始給志。神漏伎神漏美能命
以豆云ゝ伊て此語ハ下ゆ天坐神之俗之奉り之随ゝいふへ係
うて。天津日嗣の伊事ゆ始ゆ給ふをいふし。○遠天皇祖ゐ登
本須賣漏岐と例べし。十三伊う。遠天皇御世始豆。今朕御

世ふ當豆毋十七伊ふ。自遠天皇御世五十七詔ふ。遠天皇御
世御世。まゝ弟三伊ふ遠皇祖御世乎始而。天皇御ゝ世ゝ。
弟ゐ伊う。遠皇祖御世始而中今ふ至麻豆十伊ゆ也之伊ふも。
同じゝうに豆ゝうゐ孝德紀ふ。又詔於百濟使曰。明神御宇日
本天皇詔旨。始我遠皇祖之世ゝ。こゝゆトホツミオヤと例る
ゐ。持統紀ふ。新羅元来奏云。我國自日本遠皇祖
代云ゝ。まゝ自我國家遠皇祖代ゝく。万葉ふも。皇祖皇祖神
皇神祖ゆゝみゐ。スメロギと例。俗ゆ云ふ。十五十七十八ゆゝふ。須
賣呂伎とゝ。又十九ふ。皇祖神之遠御代三世波。三ハ借字ふて伊う。
ちふ。初ゆゝ。ゆゝ天乃ゝ。ゆゝ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。須賣
呂伎乃神の伊ゐうゐ。ゝて。ゝゆゝゐゐゐゐとハ。上伊の書ゐと書
伊字ゆゝ。ゝ。ゝ。

もゆせるこゝろ有て天皇とのゝ玉ふ処なるこゝろ出
西方十二時などの詞ふるよりはじめてこゝろ出
へゞ此ハ上ふ事始而とゝ[illegible]ハ[illegible]ハ御世御世
こゝろべきこゝろ[illegible]ハ[illegible]ハ御世一つ脱る時なるべし。○中今ハ今を
いふ。後世ふ[illegible]ハ当時のこゝ[illegible]隆る[illegible]後の号時などいふ[illegible]
こゝろ[illegible]ひざ[illegible]る[illegible]中といふハ当時を盛なる[illegible]中ゆ[illegible]
[illegible]ん[illegible]ゞ[illegible]て[illegible]
[illegible]此ハ下ハ天都神の御子随ふ云く聞看来といふ[illegible]係[illegible]
次の天皇御子之[illegible]ハ[illegible]。○阿礼坐ハ生坐し古事記神
武段ふ阿礼坐御子神功段ふ其御子者阿礼坐ゆ[illegible]
○弥継く[illegible]ハ又絶又絶ゆくし。○次止都藝豆と訓ゞし。
[illegible]ゞ[illegible]ふ[illegible]後の書使ふし[illegible]十五詞ふハ天都日嗣高御座の

継天ふ書ふこゝろ[illegible]ハ天津日嗣ふ[illegible]
雲國造神賀詞ふ天穂日命波云く登仰賜志次の随ふ
ふ陛下正続當奉鴻緒とゝ。ゝて此言下の依之奉へ係ゝ
此次字ハ一本にハ須と[illegible]。○天都神の御子とハ天照大
御神の御子ゆ[illegible]ふて天忍穂耳命迹く藝命より始なりて
[illegible]ハ称て古事記書紀ふ神武天皇ゝ
[illegible]中し神代紀ふ天孫をもアメノカミノミコとよゝる所あり。
ふ天都神とゝ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゞ[illegible]
[illegible]ハ神[illegible]ハ[illegible]
訓べし[illegible]ハ[illegible]

リ。所今ハ一本ニ依ルト毋々第九位十三字ヲ位ヲ以テ隨神毋
ト有ルヲ以テ係ル義ト為シ第二ニ皇子隨任賜者云ク。○天坐
神ハ他ノ位ニ天坐神國坐神ヲ以テ区別シテハ法祝
紀ニ云フ天系ノ神留坐ス云ヘリ天照大御神
此書巻日神ヲ云テ申セルモノ天坐ト云ヘル
ヲ上ノ天都神ト同ジ意ニ為ル。○依之
奉之隨ハ古事紀ニ天照大御神之命以豊葦原之千秋長
五百秋之水穂國者我御子正勝吾勝勝速日天忍穂耳
命之所知國言因賜而天降也云ク。尓天照大御神高木神
命以詔太子正勝吾勝勝速日天忍穂耳命云ク。是以隨白
之科詔日子番能邇邇芸と藝命此葦原水穂國者汝所知國
言依賜故隨命以可天降ト云フモノ注書紀神代下巻ニ

見ル。隨ヒテハ麻尓麻尓ト例ツ下ニ尓字ヲ付ルベシ。依ヨリテ麻尓
麻ヒテモ例ベシ。○聞看来此三字ハ諸
本ニ脱ル。十四位ニ高天原神積坐皇親神魯伎神魯
美命以吾孫乃命乃將知食國天下止言依奉乃隨遠皇
祖御世始而天皇御ト世ト聞看来食國天日嗣高御座
乃業止毋奈云ク。此三詔ニ云ク止事依奉乃任遠皇祖御世
始豆天皇御ト世ト聞看来食國高御座乃業止毋奈云ク。
形ヒ有ル例ニ為テ今補ツ。此位ニ於テハ上ノ中今
尓至麻豆ト云フ位ヲ兼ル。又次ノ位ニ於テハ上ノ中今
○天津日嗣ノ事ハ紀位ニ云フ。○高御座之業ハ座
ハ天ノ位座ト云ヒ業ハ高ク天ヲ云フ。紀ニ云フ天
皇ノ位座ハ即チ天系大位神ノ御位座ヲ受位ヘ

[illegible]
坐まして天下を治めさせ給ふ御業は大殿祭詞ふ高天原ヲ
神留坐須皇親神魯企神魯美之命以豆皇御孫之命乎
天津高御座ヲ坐豆天津金乃叙鏡乎捧持賜天言壽宣
志久皇我宇都御子皇御孫之命此乃天津高御座ヲ坐豆
天津日嗣乎萬千秋乃長秋ヲ大八洲豊葦原瑞穂之國
乎安國止平氣久所知食言寄奉賜比云く上乃高天原ヲ
事始而くふるとまでの文事のつゞきの詞まだくわしくよ
くぜをはんはるもぐなむ文の條理をこゝろ得て看べし高天
原ヲ事始而天皇御子之阿礼坐牟弥継々ヲ大八嶋國
將知次止天坐神之依之奉之随遠天皇祖御世中今至
麻豆ヲ天都神乃御子随母聞看来云くふ詞なり○現御神

止云く天皇命ハ皇統天皇をいはゝて中ほどふ倭根子と中
を伊都の名ふ古事記傳廿一の巻ふいはゆる天皇の世ふ号
ありて天皇ふ命字ふ添て書ふ例たゝ紀又巻ふ遣神宮皇后ふ
ある也○授賜比ふ持統天皇ふ今文武天皇ふ授ふ此ふる
ハ座の御業ハふる天系ふ事始てふ伊業ふてふ授ふ文
のつゞきふ○負賜布ハ負ふ
[illegible]
比於保世給布ふる○貴支高支廣支厚支印ふハ廣支
の二字脱ふ他のかぞもみな此二字ふ有ふ太上天皇厚支廣
支德乎蒙而高支貴支行ヲ依而五十一ふ公民之上乎
廣厚慈而まゝ仕奉志事廣美厚美なゞ有又明支浄支
直支誠之心以而ひたすらかくのごとくふがくのごとくふ

紀いふ宣命の例乃文かゝて事ハ終もて終ふる古ハ文なり
かゝる格従初又あゝて事ハ終もて終ふる例後世なれ
ど統の一つを支とゝして上をうけ久とゝいひてつゞくるをかくみる支ニ云
て言ゆるハ古ハ格ゝ事又支字ハ乃ゝ乃ゝふきの假字ふ用ひゝるハ
伎字ハ偏を省きゝ古ハ偏を省けて中る例多きゝ古事紀伝ゝ委
ゝいつゝ○受賜利ハ持統天皇ハ授ひ員せ給ふ大命ハ文武天皇
の受被賜ふ心者ふ人のいふを聞ゝ受ゝるゝいふも也ゝ
此字ハ受ゝ受ゝ也聽ふ又知を諾ふを
聽ゝいふも通へ也○恐坐豆ハ畏ゝハ字ハ畏ゝ恐畏ふゝを好ゝを
通ふ也兼諾ふゝふ好ゝて影響ふ多ゝ天皇ハ命畏ゝゝひた
事記ふ須佐ゝ男命の掃名田比賣を吾ふ奉むやゝ召ゝ給ふ
足名椎乃恐奉むゝいつゝ好ゝみ給ゝ畏ゝ俗ふ畏ゝいふゝれゝ

また天皇ハ沙自のはすを也ゝみて詔ふ例ゝてゝゝ坐豆ゝハのゝゝふ
ふ乃此ゝ也ゝひ告給ゝ○食國ハ古事紀ふ夜食國ゝいふ延ふ訓
食云表須ゝ注きゝ乃笠ゝ假字ふハ十七ふ須賣呂伎能乎須
久ふ奈礼婆ゝ於保伎美乃美許登可之古美乎須久
ふ能許等登里毛知豆十八ふ須賣呂伎能可未能美許
登能伎已之乎須久ふ能麻保良ふ於ゝ之ゆゝ乃ゝ也國
ゝいふゝゝ也ゝ食國天下ゝつゝきゝゝ續後紀文德實録三代
實録ふゝ食國乃ゝ乃字ハ乃ゝ乃字ハ乃ゝ乃ゝ也續紀ふハいゝ乃ゝ
中ふ一つも乃字ハ乃ゝ乃ゝ乃ゝ

右男牡鹿之妻整登鳴音之十九〻物乃布能八十友之
雄乎撫賜等〻能倍賜比加安佐奈藝尓可故等登能倍
ゑとえゆ〻わ〻ひ合せて〻ふ〻此ふ〻ハ〻ふ〻を〻る者を呼ふ〻て
みぐ〻ぶ〻ゆ〻ひ〻ことゝ〻を中ふ呼ふ〻を方代主〻いふ〻と乱ひ〻ゆ〻ひ
方代ひ〻ひ〻ひ〻ていふ〻の事ふ〻ふ〻し〻○平賜比第九伝ふ〻も天下平
治賜比平賜比豆ゝ〻ゝ〻ゝ〻

罷らせ給ふよりこゝ。さゝバ任をまけ〻ル。系ハ官ニ限ラるゝ。
系ハ官の任を。先〻又ハ。ほど例べし。宰ハ。守介掾目などを總いふ。
られを美許登母知とつゞめ。命持ちて。天皇の大命を。[illegible]負ひて。
その國の政をゆだねたまふ。名し。ちてちゝ文。此宰を。百官人の内ゆ上を
大臣より。下ハ。ゆ宰ニ。ゆるまでのこと。國ハ。その一國の民を治むる官
ゆて。その任を。ことゆて。[illegible]を。ゆるして。拳らるべし。孝德紀に。大
化元年八月。同二年三月ほど。百姓ゆ中ニ。ゆ國ハ。ゆのを。ゆるして。
ゆゆゆ

こゝハ必弥とゝのふべき処に、難字ハ人をもてみがゝるもとゝ
わゝぶれる古ハ向ゝ迎ゝ送ゝ自他をおもひて
ゝ考ふべゝ
百官人等云〻、邪意織心無久、宮進米進、宮勤勤之米咎
過在乎波、見直志聞直坐豆と云ると上下ち文の法ぎきも物ゝ考
会ひべゝ、但ゝかゝハ大ふ賣神ち百姓人等を令進ふをいふふ、進
米と云ふ、こゝハみづゝちゝ物ゝ須ゝ美ゝ測べきこゝ
用ふるやゝ考ふゝ、印ふこゝ、三ハかりくテゝ測ゝるを師も稱
量ちゝを以てちゝ、みゝくゝて測ゝ出ゝ国風ち記大殿祭祝詞
ふゝふるゝいゝれゝとゝ出ゝ風ち記ふ御量ゝ云ふハ宮を造る事ふち
きていひ大殿ふ何ゝるハ事ゝ神ゝ儀ゝ而ゝいふゝ同く事
のゝふ物ていゝるかゝハ皆ゝ物ゝちゝ物ゝ物ゝ稱字秤のゝハ

ゝ
ゝ
ゝ

事紀清寧天皇條に意冨岐美能美古能志婆加岐夜布士麻理斯麻理毋登本斯と云も大君の坐ます柴垣八節結々廻して業垣を結堅めらしと云ふ夜布八は結なり志は蔓薦の十第と同じ万葉十二に玉勝間嶋熊山玉勝間安倍嶋山と云も共に玉勝間八嶋に掛る枕詞にて簾の目を堅く結るよし也

○故 ホ 故も古文に考に多くまてみる加礼と訓て かるがゆゑに と云る例も有るべし此ホ字八後人の妄に加へる也や削去て よ なし ○如此之狀八加久乃佐麻と訓べし然いひて八之を云いるがるやうなれども後に加くの格同じ事なり

七七頁に八加久 能狀と書るも十九頁に如此時と云るもかくの如く訓べし 考に頁に此之狀と書るもかくの如く訓べし ○歎を此字の注に志純一也と忠誠也もいへるばまた考に訓べき歟

もどと五十一頁に歎 美明 美と云ハ美字の通ばさハ訓べし 凡伊蘇志久と訓べし 年七頁に其人乃宇武何志伎事歎事 乎 遂不得忘と云るに十三頁に伊蘇之 美 宇牟賀斯 美 忘不給 止 自 と有るを合て 後訓べきを知べし 五十二頁に累世而仕奉麻佐部事 乎 流 奈加多自氣奈 美 伊蘇志 美 思坐 須 母 と有 伊蘇志八考に勤字を当て古書に多き言 伊蘇八伊佐乎の切なるべしいそしハいそしと同じ ○品々とハその讃賜ひ上賜に差等云ふ ○讃賜八褒美なり ○上賜と云ふ位階を昇せ給ふ 七八頁に冠位阿氣賜治賜と云ふ位て阿氣と訓べし ○治將賜 凡て治賜と云ハ善き言にて吉凶き位の事に云ふ 處分を行ひ給ふを云ふ 官に任じ 某官に治賜と云ひ或に刑罰を 某刑に治賜 などいふごとく 賜上賜

が即治賜あるべし。後乃文りかく文孫いつる心。第四位ふ冠位上可賜
人々治賜あどとる。さて將字ハ讃字より上ふ事るべし。

第二詔

三ッ巻ふ慶雲四年夏四月壬午。詔曰。とりて。藤原不比等の食封を賜ふ詔なり。

天皇詔旨勅久汝藤原朝臣乃仕奉狀者
今乃未不在掛畏支天皇御世御世仕
奉而今母又朕卿止爲而以明淨心而朕
乎助奉仕奉事乃重支勞支事乎所念坐
御意坐ふ依而多利麻比豆夜夜彌賜閇婆
忌忍事ふ似事乎志奈母常勞弥重弥所念坐
久宣又難波大宮御宇掛母畏支天皇命
止乃汝父藤原大臣乃仕奉賈流狀乎婆建内宿
禰命乃仕奉賈流事止同事叙止勅而治賜慈
賜賈利是以令文所載乎多流跡止爲而隨令

長遠久始今而次次被賜將往物叙食封
五千戸賜久勅命聞宣

天皇詔旨勅久乎宣ぬ。第一位のめく良麻止ゝいふ爲を爲て。
スメラガオホミコトラマトノリタマハクトノリタマフオホミヨトヲモウケタマハル
あしはらくもゝ代多く省きて。ゆゑ代多くそこ代文字多く
訓を古多代古ぐ古ぬ。代ゝ古ぬぐし。省きて原を具ふ古ぬ乃例
ふりて定まれる法のごとく。此數みな准へて知り。○沙弥
第五位より。美麻斯親王。美麻斯乃父。第二位なるふ。
美麻之大臣。於どつふ依て。美麻斯と訓べし。○藤原朝臣。朝
臣ハ。阿曽美と訓べし。つぎそんといふ。後の考使ふし。此紀巻二ふ。阿

曽美為朝臣云々とつくハ。阿曽美の家代。朝臣と出るをいつるなり。
書紀天武巻。八色姓の廷乃朝臣をも。アソミと訓ぶ。まて代藤原長ハ。
不比等公し。○今乃末不在ぬ。今代法学仕なるのゝふ非ぞし。○掛毋
畏支とハ言ふ掛て中代ぬ。恐を支きといふなり。○天皇御世々々云々。
不比等公ハ。天武天皇代に初老法ひ乃ち。書紀ふハ。拾位天
皇代三年ふ此卿始めて見て。同十年ふ位ハ直廣貳ふて。資人五十人を
賜ふ。しかるに。續紀ふてハ。初中納言ふて。大寶元年三月。大納言
なり。和銅元年三月。右大臣ふなる。翌年。鎌足公代第二子なりかく
て。養老四年八月癸未。正二位右大臣ふて。薨。年六十二。同年十
月。太政大臣正一位を贈る。天平寶字四年八月。勅曰。其先朝
太政大臣藤原朝臣者。云々。追以近江國十二郡封為淡
海公。餘官如故。云々。叙位。公つ補任ふ。大寶元年三月正三位。

日四年正月従二位慶雲五年正月正二位とあり。○卿ハ麻呂都
岐美と訓べし。紀行紀ニ麻呂菟者弥とあるを。天皇の法
前に侍ふ君といふを。書紀に卿又群卿ゐなどとヲチキミ又ウチギ
ミなど訓。和名抄に大臣を於保伊万宇智岐美とあるにはみな
陽に頼とする唱なり。正しかるべし。○重支え伊加志伎と訓べし。書
紀に皇極天皇の大臣名の重日を此云伊柯之比と。舒明紀に
嚴示此云伊箇之保盧と。祝詞等に茂樟伊賀志御世茂
御世と。春日祭祝詞に王等卿等平久天皇朝廷ニ伊
加志夜久波叡能如久仕奉利佐加叡志米賜平野祭祝
詞に伊夜高ニ伊夜廣ニ伊賀志夜具波江如久立栄
之米とあるに合て。此云ハ知べし。重日ハ嚴示なとハ意くた
ごそうにて畏きを。茂樟ハいとやくもえ樟ハ高く繁く栄え

て大きなるをもいふ。やくもえハ師の茂陳本草にて樹のいやゝうへに
ゐて重なるをいふ。また倍の大きなるをいふ。又倍ハ倍の字なれ
ども倍ハ倍なるをいふ。又倍ハ倍なるをいふ。又倍ハ倍なるをいふ。
重ねて大きなるをもいふ。○勞支ハ
九七ニ自弥伊等保自弥奈毋念須と。ふ伝て伊登保志伎と訓
べし。此言ハいとほしくいとなるなどに日云て。本ハみづからの事ニ
をいふを。又他ハ他ハ他ハ

百かさらとまべ一。五十二位ふ。朕臣乃仕奉状毋。労美重美とあ
ふ。うと同じ。こゝ位ふ。人の労を謝て。れ骨折れた義れ苦労と云ふ
毒て。大義好事。苦労好ゝすと。おゞ一。考そよう。心。条二条口位をゞふ。
天地之心乎労美重美畏坐とあるハ。天地のいゞふおゞ一。考一
て。心を労苦を張りむと。天皇ハ畏こ坐しまして。いるとふ言り。病ふ
ゞをつあ。みゞう一。苦むを。て。考聖ふ。意乃何身志伊多波斯
計礼婆といふ。彩。又人の之を他ふ。れ骨をもふ。又地位書好ゞ
ふいふ。一とふ。人の労苦むを。ふ。もしゆいゞう一。位ふ。案一ほとい
ゞ。ゞ。ゞ毒ふとふ。ふ多く用ひふ。五十八位ふ。労久奈思麻志曽とふ
孫。ふ。ふ。ふ

詔と全同じ。考合せて、こゝに始のことばもあるべし。又あゝ百年バ
かりとあるの書ふやゝ足らぬるまゝ、ほゝ〳〵とふ〳〵ゆるハ漸
看敢間を無ふて、そもゝ件のことと合ず。又異ふ保氏物語などに、
やゝ同しゝとふ云ふるもゆやゝことゝ同じの活用と共通ぜ、そ後ハんや
まして、ことゝ注しるまゝふことゝ共ことを、ゆ〳〵ばゝらとおが
しゝ。ゆづりひて、法んをやまゝ先ふふゆやゝるむ。三代実録
ふ也と美思ふしゝらづきゝ。ゝ思へ、ゝ共方やまゝうゝゝむ。こゝ何
ふふしても、見べてゆきハ日じゝとしゝ。けて上件のめゝ人ゝ時ふ行とかや
言ゝゝゝ。こゝちまれども、一方行鉞てえまハ、ゝ共ゝ。ゝ鉞ゝふ
後も、古書ふ伝あるゝ。行鉞とハいふるして、狩褒賞むとおゝして、立
まゝうゝかゝひゝふし、紐ゝ。ゝ速ふハ鉞え知ゝ。ゝ紐ゝ、やゝゝ紐へ、のゝ
ふ式、その紐ゝとゝふ式。畏きて、行鉞ゝる。○忌忍事ふ似事乎志

奈毋。こゝもしんぢゝ。伝家ゝゝ。伝家ゝゝ。ゝ始ゝ上の考ふ鉞て例乃
伝ていゝ。忌忍事とハいるゝふまれゝ。ゝ。ゝ。ゝふゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
てハ、ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

奉賈流・賈ハ決〻張本なり〻賈字ハ、家の假字なるべしなどと此処も宣るといふべき所なるべし俗多用ひそこなし此伝よりかの例多し一本かも賣といふもいとよろしけれども賈とハ其を張本なり所考ふ第三伝ふ數賜覇留まく立賜覇留ばかりとハ云ども覇を字借なるべし伝えまつらしきを也てらへるといふしかくそ多ふ迎へ伝考し書紀ふもへの假字覇を用ひるるるるるるるるるる○建内宿禰命ハ古事記伝廿二の巻ふ委云ふ○同じ万葉ふ多く於夜自といふハ俗例なり○勅而も孝徳天皇の紀ふかく伝へるるハ見しられども皇極紀ふ三年云〻輕皇子深識中臣鎌子連之意氣高逸容止難犯乃使寵妃阿陪氏淨掃別殿高鋪新蓐靡不具給敬重特異云〻孝徳紀首ふ以大錦冠授中臣鎌子連為内臣増封若干戸云〻中臣鎌子連懐至忠之誠據宰臣之勢處官司之上云〻白雉五年正月以紫冠授中臣鎌足連増封若干戸ハ乃理乃布美と訓べし文を書はまし○跡ハ例しかるふ例ハいるよあ〻ばどもども今ふ見しるを例〻ても○隨今とまふていふこ見ふ先ふ例を於久〻ふまあり○長遠久ハ被賜の上へ係て心ふべし第三伝ふも長遠不改十一伝ふも長久遠久仕奉礼〻者多紫ふ多ふ弥遠長尓〻よ多ふ○始今而ハ今ふ始めて○次〻ふ子孫の嗣〻ふ○被賜ふべて賜ふとハ與ふる方をいひ賜ふるとハ受ふ方をいひて彼此のふびあがで十五伝ふ此賜布帯乎多麻波利豆と云ふ〻被字を除て也ふ〻てハ此大花の子孫の受ふ方をいへ是後ふ

ものとハ此等をもて考ふ賜ふをと考ふ賜ふをいふなり。

○食封と孝德紀天武紀持統紀をよ。ヘビトと訓ず。皇極紀持統紀

ハ。封一戸ごとに弊幣登ハ戸人ごとに。凡て封ハ賜幾戸中

いひて。民戸を賜ふ。をハ。戸の内乃人の出を調庸ハ。と賜ふ

と。ハ。戸人を給ふとハ。ふ。食家ハ。食禄のごとく以てもて。

食封を給ふとハ。上代の制ハ。孝德天皇の代ハ始まり。書紀

彼此考ふ。大化二年正月甲子朔賀正礼畢。即宣改新之

詔曰。其一曰。罷昔在天皇等所立子代之民。處々屯倉及

別臣連伴造國造村首所有部曲之民。處々田莊。仍賜食

封大夫以上各有差降。とハ。そし。此時。上代乃制を改め

て。始めて食封を賜へる。しかるに。賦役令ハ。凡封戸ハ者。皆以課戸

充。詔戸有中男一人以上者。即為調庸全給。其封戸仕丁。亦給其主也。

分。一分入官。一分給主。とハ。封戸と。人ハ食封ハ。給ふ民戸

をいふ。全給とハ。ごとに戸を賜ふる人ハ。みな。給ふ。主とハ。戸を給ふる

人をいふ。調庸ハ。庸ハ役のかわりに出す物

をいふ。さて民部省式ハ。凡封戸。以正丁四人中男一人為一

戸。率租。毎戸以四十束為限。云々とハ。現戸乃数。ハ。かく

らも。正丁中男又租稲の数をもて計。て。幾戸と定めるものなり。

こハ。や。後の制ハ。をもて。親王一品。臣。太政大臣以下。從

三位までハ。孝乃定ハ。封戸の数。禄令ハ。凡封戸の数。正四位以下。食

封を賜ふ限。凡。五千戸。伊知幣と。列べ。考ふ。五十を伊

とハ。ひて。五ハ伊都といへり。今ハ五百ハ例ハ。伝。統列。ハ。ハ。乃禄

令に。凡。親王。食封。太政大臣三千戸。左右大臣二千戸。

こハ。ハ。ふ賞。て。かく。五千戸を。ハ。ふ。同令ハ。凡。令條之外。若有

特封及增者並依別勅とゝのゝ給ふ此詔の食封の事天平十三年正月故太政大臣藤原朝臣家返上食封五千戸二千戸依舊返賜其家三千戸施入諸國國分寺以充造丈六佛像之料とぞ天平神護元年四月右大臣藤原朝臣豐成寺上表言臣等曾祖大織冠内大臣踏義懷忠許身奉國皇朝藉其不世之勲錫以無窮之賞亂子正一位太政大臣確陳丹誠抗表固辭天朝即割賜二千戸傳及子孫云々伏願奉納先代所賜功封云々詔許之後紀小弘仁六年六月右大臣藤原朝臣園人等上表乞還先祖功封曰臣等高祖大織冠内大臣鎌子云々錫封一萬五千戸亂子正一位太政大臣堂構相義門風是存由茲慶雲四年勅賜封五千戸大臣固辭天恩允請即減定二千戸傳及子孫天平神護元年從一位右大臣抗表奉返宝亀元年勅更還賜大同三年正三位守右大臣内麻呂又抗表奉返不蒙允聽臣等云々伏願奉納所傳功封云々以聞不許云々件の神護元年の文を太政大臣の下の脱文なり後世の方々おもひ違へ給へ〻こゝの文の下に行下ふいふなり

○聞宣聞の下ふ食字墨でかくこゝ此例も多く方所に食字なるそれとはじそれとうハ不比等公ふ宣詔なるかふ諸とハいそぎるこゝ

○此詔の下ふつゞきて辞而不受減三千戸賜二千戸一千戸の傳于子孫とゝのり給ふなふ引る天平十三年の紀ふ返上五千戸とあるハいかゞ事なるかふ又更ふ五千戸を給ふ事なるこゝふ紀り漏しかふやうなるとこゝハ神護元年弘仁云年の文と合ぬ行いなり又神護元年弘仁云年の文なり即減定二千戸傳及子孫と

[illegible]ふ一千戸、傳于子孫と[illegible]、[illegible]
[illegible]ふ、二千戸の内一千戸ふまれ、傳へむ[illegible]ハ、傳及[illegible]
むし、さて又その伝ふ、今文所載多流跡止為而云々[illegible]
[illegible]、[illegible]、功田八田、今ハ、凡功田、大功世々不絶、上功
傳三世云々[illegible]、食封ハ、禄令ハ、凡五位以上、謂一品以下也以功食封者、其身亡者、大功減半傳三世、上功云々、下
功不傳、[illegible]、永々子孫[illegible]ハ、[illegible]なり、
[illegible]、禄令の件の文の次ハ、凡令條之外、若有特封及増者、並
依別勅、[illegible]ハ、此文を例[illegible]、又ハ天智紀十年云、武紀
十一年、[illegible]紀元年[illegible]、律令法令[illegible]、大寶[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
天平宝字二年八月、藤原朝臣仲麻呂、大保[illegible]、詔

ふ、更給功封三千戸、功田一百町、永為傳世之賜、以表不
常之勲、[illegible]、弘仁十一年正月、詔ふ、藤氏先祖云々、是以
褒賞封戸、歴代不絶、總一萬五千戸云々、[illegible]

第三詔

四の巻ハ、[illegible]ふ、慶雲三年十一月、豐祖父天皇不豫、始有
禪位之志、天皇謙讓固辭不受、四年六月、豐祖父天皇崩、
庚寅、天皇御東樓、詔召八省卿及五衛督卒等、告以依遺
詔攝万機之狀、秋七月壬子、天皇即位於大極殿、詔曰、
あと、元の天皇ハ即位のをりの事。

アキツミカミトオホヤシマクニシロシメスヤマトネコスメラガオホミコトノリタマフ天ミコトラミコ
現神八洲御宇倭根子天皇詔旨勅命親

王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞宣
（タチオホキミタチオミタチモモノツカサノヒトタチアメノシタノオホミタカラモロクキコシメサトノル）
關母威岐藤原宮御宇倭根子天皇丁酉
（カケマクモカシコキフヂハラノミヤニアメノシタシロシメシヤマトネコスメラミコトヒノトリノ）
八月尓此食國天下之業乎日並知皇太
（ハツキニコノヲスクニアメノシタノワザヲヒナメシノミコノ）
子之嫡子今御宇留天皇尓授賜而並坐
（ミコトノムカヒメバラノミコイマアメノシタシロシメシツヲスメラミコトニサヅケタマヒテナラビイマシ）
而此天下乎治賜比諸賜岐是者關母威
（テコノアメノシタヲヲサメタマヒトノヘタマヒキコハカケマクモカシコ）
岐近江大津宮御宇大倭根子天皇乃與
（キアフミノオホツノミヤニアメシタシロシメシカホヤマトネコスメラミコトノアメ）
天地共長與日月共遠不改常典止立賜
（ツチトトモニナガクツキヒトトトモニトホクカハルマジキツネノノリトタテタマ）

比敷賜霸法乎受被賜坐而行賜事止衆
（ヒシキタマヘノリヲウケタマハリマシテカコナヒタマフコトトモロク）
受被賜而恐美仕奉利豆羅詔命乎衆聞
（ウケタマハリテカシコミツカヘマツリツラノリノミコトヲモロクキコシメサト）
宣如是仕奉侍尓去年十月尓威加母我
（ノルカクツカヘマツリハベルニコゾノシモツキニカシコキカワガ）
王朕子天皇乃詔久羅朕御身勞坐故暇
（オホキミアカコスメラミコトノリタマヒツヒラアレミミツカラシクマスガユヱニイト）
間得而御病欲治此乃天豆日嗣之位者
（マエテミヤマヒヲタダメハムトスコノアマツヒツギノクラヰハ）
大命尓坐世大坐而治可賜止讓賜命
（オホミコトニマセオホマシテヲサメタマフベシトユヅリタマフオホミコト）
乎受被賜坐而答曰久羅朕者不堪止辭
（ヲウケタマハリマシテコタヘマヲシクラアハタヘジドイナビ）

白而受不坐在間ニ遍多久日重而讓賜
倍婆勞美威美今年六月十五日ニ詔命者
受賜止白奈賀此重位ニ繼坐事乎奈天
地心乎勞美重美畏坐左久詔命衆聞宣
故是以親王始而王臣百官人等乃浄明
心以而彌務ニ彌結ニ阿奈奈比奉輔佐
奉年事ニ依而志此食國天下之政事者

平長將在止奈所念坐又天地之共長遠
不改常典止立賜覇留食國法乎頃事無久
動事无久渡將去止奈所念行左久詔命
衆聞宣遠皇祖御世乎始而天皇御世御
世天豆日嗣止高御座ニ坐而此食國天
下乎撫賜比慈賜事者辭立不在人祖乃
意能賀弱兒乎養治事乃如久治賜比慈

タヘヒクル ワザト ナ カムナガラ オモホシメス コヽヲモテ ヤヅヤ

賜来業止奈隨神所念行須是以先豆先

ツ アメノシタノオホミタカラノ ウヘ ラメグミタヘハク クリタヘラ

豆天下公民之上乎慈賜久

スメラガオホミコトヲモロ〳〵キコシメサヘトノル

天皇大命乎衆聞宣

漢文

賜止詔

八洲御宇。第四詔ふゝで。御宇。まゝ公式令第十詔ゑ。御大八洲ゑど
あゝハおゝゝもゐきをこゝハ宇。まいゝで。ゑ。ゑ。ゑ

聰耳皇子命天武紀ニ高市皇子命万葉一ニ日雙斯皇子命
此紀一ニ日並知皇子尊ト云ヘリ○嫡子の訓拙ク
ムカヒメ
年加比賣婆良乃美古と訓つ正妃をムカヒメと訓字注ニ嫡年
カヒメ
加比女と訓ベシ凡て嫡子と八正妻の腹乃子をいふ
トノ
と云ふ○今御宇豆留天皇八文武天皇ニ此天皇を日並知皇
子尊之第二子也母八天命開別天皇之第四女平城宮御
宇日本根子天津御代豊國成姫天皇是也と一の巻のつゞめ
ふるて元明紀の始ニ日適日並知皇子尊生天之真宗豊祖
父天皇とそ云〳〵拾統天皇の代ニ皇太子草壁皇子尊薨坐て後
高市皇子ふ代皇子ふ立テ給ひ〳〵を十年七月ニそ也又薨坐ぬ後

皇子尊と云る是ニ此云市皇子ふ立給ふ事也書紀ニ八漏ル
ふ也〳〵て後文武天皇ふ立ふ事也書紀ニ八漏ル
一年春正月ニ〳〵各有差と云る此時ふ皇太子ふ立給ひ〳〵ニ次ふ二月ふ東
宮傅春宮大夫ふどを任ぜ〳〵る事も知べし此紀一の巻ふ
十一年立為皇太子と云て日年八月ニ初ふ受禪即位ふ
此天皇八拾統天皇の代ニ〳〵ふ八伊勢ニ初ふ斎宮ふ
○並坐而云と八文武天皇ふ投ぜ〳〵持統天皇ふ上天皇と
〳〵て〳〵ふ並ベて共ふ政き〳〵ふ〳〵ニ○近江大津宮云〳〵
と天智天皇ニ○大倭根子大国の添ふ〳〵ふ〳〵ふ
改常典と加波流森自伎都祢乃能理〳〵訓べし〳〵ふ〳〵云
ふ〳〵ふ〳〵も仁徳紀ニ大ニ云ふ豫屢麻志枳齊明紀ニ大ニ云ふ倭須羅
度麻自珥ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵

下ふも長遠第五行ふ万世ホ形ぐ行る上ふ乃ぐきぐ号ふ行かえる
まぐきく例ぐきし常と不易のことし孝徳紀ふ不易之典ととう
又ナ号行ふハ不改自常典と行る自ハ乃の仮ふ也ふ紀ふ号ぐいづとも字
考ふ後べきふやいふも世云ハ也ふ云ふ古云ふ行ぐ仏文字をかふて
出ふ云ふ云ふ見ハ考ふ後むも行ふ仏じて此典法を立行る事ハ
天智紀ふも十年春正月東宮皇太弟奉宣施行冠位法度之
事行見ぐも其ハ又いさ行づ改ふ行ハ也ふ也ふ金く如
先て新ふ立ふ行ハ既く孝徳天皇の時ふて生事彼ハ皇大化元年
よりと次ふ行て行ぐ仏ふこと仏孝徳天皇と行ぐして天智天皇
の立行ふ行ふ行ハ此ふ孝徳天皇ハ行ぐ也ふ中大兄皇
子ハ行ふ出て新ふ行る行ふ行ぐ行ふ行ふ行ぐ皇極紀ふ
三年春正月云ふ中臣鎌子連曾善於輕皇子故詣彼宮

而將侍宿輕皇子深識中臣鎌子連之意氣高逸容止難
犯乃云ふ敬重中臣鎌子連便感所遇語舍人曰殊奉恩
澤過前所望誰能不使王天下耶舍人便以所語陳於皇
子皇子大悅中臣鎌子連為人忠誠有匡濟心乃潢蘇我
臣入鹿云ふ歴試接王宗之中而求可立功名哲主便附
心於中大兄云ふ自茲相善俱述所懷既無所匿云ふ路
上往還之間並肩潛圖無不相協ふて云ふ中大兄皇
子ハ鎌子連ふ心を合せ行ひ蘇我蝦夷入鹿を誅行ひ行ふ
て天下の權ハ皇子ふ鎌子連ふ帰ふ行皇子ハ孝徳天皇中大兄ふ
云皆天皇乃ハ名し也孝徳紀の首ふ天豊財重日足姫天皇四
年六月思欲傳位於中大兄而詔曰云ふ中大兄退語於
中臣鎌子連中臣鎌子連議曰古人大兄殿下之兄也輕

皇子殿下之舅也方今古人大兄在而殿下陟天皇位便
違人弟恭遜之心且立舅以荅民望不亦可乎於是中大
兄深嘉厥議密以奏聞天豐財重日足姫天皇授璽綬禪
位策曰咨尒輕皇子云々由是輕皇子不得固辭升壇即
祚以中大兄為皇太子々乃立孝德天皇八為人柔仁好
儉大化元年古人皇子謀反吉備笠臣垂自首於中大兄曰
云々中大兄即討古人大市皇子々同二年皇太子使
使奏請曰云々於是詔曰天下政事一以委中大
兄乃召公卿百寮而宣之曰古者人主之所以任股肱者
中臣鎌子連懷至忠之誠擁宰臣之勢處官司之上故進
退廢置計從事立々乃能成功是以賞賜爵位
右大臣蘇我倉山田石川麻呂臣奏左大臣大錦下連

○詔詞解一

○九五

以下人民之所以仰恩者中臣鎌子連也宜以大織冠
授之連々辭曰臣之所以忘身奉公者上仰天地之靈
下承皇子之德也豈敢當爵乎中大兄三度授之
于倭京天皇不許焉皇太子乃奉皇祖母尊間人皇后并
率皇弟等往居于倭飛鳥河辺行宮于時公卿大夫百官
人等皆隨而遷焉是天皇恨欲捨於國位云々以
此詔書召集諸臣曰公等百官人等天皇不從
皇子中大兄之請欲傳位於皇太子者如何
皆答曰天皇極天皇陛下傳位於皇太子中大兄
天皇然坐而固辭即後三度即位也
天皇極天皇即位也

かゝるのれ言ふおりても六年とふまでハ猶不皇なるゝまして即位の礼をも行
られぬまゝ又己貪はるゝ事ハ[illegible]ハ大海人皇
子皇太弟と立給るなどさべく物よりみな為て謙遜を以て若人を
感し給ふ事ハ[illegible]人民乃ゆたかなる事ハ[illegible]
もて侍るを行ひ給ひしかども十年を十月大れ病しゐ給ひしほどに
ゆゝしく事はれんぞ[illegible]ハ病をもゝせ給ふ時ハ東宮大海人
皇子ハ大れ御ふ召入て詔曰朕疾甚以後事属汝云々於是
再拝称疾固辞不受曰請奉洪業付属大后令大友王奏
宣諸政臣請願奉為天皇出家修道天皇許焉東宮云々
為沙門云々東宮見天皇請之吉野修行佛道天皇許焉
東宮即入於吉野云々此時ハ[illegible]大友皇子ハ位
を授けゝ[illegible]乃ゑびあへなくて[illegible]

かゝるのれ事ハ[illegible]大海人皇子ハ[illegible]
やむをえず以後事属汝云々ハ[illegible]
おもとハ天武紀のそゝめふる所ハ[illegible]記して天皇臥病以痛之甚矣
於是遣蘇我臣安麻侶召東宮引入大殿時安麻侶素東
宮所好密顧東宮曰有意而言矣東宮於茲疑有隠謀而
慎之天皇勅東宮授鴻業乃辞讓之曰云々[illegible]
て[illegible]大友皇子ハ位を授けゝ[illegible]
ふ[illegible]ハ陰謀なくハ[illegible]
く許[illegible]
ほをそゝめて五人の重臣と旅盟て六人同心奉天皇詔若有違者
必被天罰云々[illegible]臣奉大友皇子盟天皇前[illegible]
も思ふべし[illegible]の陰謀ハ天皇のれんぞ[illegible]ハ大海人皇子ハかの安麻

但が若ノ世ふ依て、そのけんをひらて、出来ハ始もむてハ仕ノ始ひつと
むてを難をまぬるを始ひ一ら、も一伝のけんも好く、き始を更始りあひ
てうく、き一かを、おとく危うなれ、そをと、天皇ハ此はたらぐ
よ始よりおもり一ををけんのをふ、大友皇子を東宮ふ立始ひてあ一後
しハ、壬申ハ以ハ、き乱を始まりハ此皇子を、を、て、手ふ始ハハ、ち
しをて、き一ぬと、よりふ皇人ぶりをぬ、始ひて、中、ぬうえべのはたろ
ひり、遜譲しその内ハ、ぶらてそれ始りをもてをこれひあひるかく、て
此不改常典といふも、よりげのり、改移をしをを、ふ、る、諸国ぶり
始ハ、ぶらぶふ、て、神代よりをを、一ふをを停廃て、悉く諸国の制
ふなく、ひて、新ふ定を始て、るハかの国のも、国の代までの、封建の
制をいひ一ハを、ふ始上代よりをふ、をを、、、ふ始ら、る始
ら一ハ、今ぬく、ひら始ら、るハ、秦よりをふをの、郡県の制といふ、りて、

たをハいく、ちま安始を、そと、かく、諸ふ国代をのび行ひ始る
ら、ふべを、を、ら一のひ始ら始ぬ、ぬ、ま、ふ、こをを中を
ふ、始廷の大ハ稜威乃衰へ坐べき、基本代をとめ始て始ら、ハ、此
後やく、ふ臣等ハ威権つく、蓋ふ始わて、ぬを、畏く、天皇代も
なかざるふ思ひをるやうふ始ぬ始ハ、を人のを代諸ふ始ぬ始ふつ
て、を国のを代を、を、る始ら始を紀ら始ものを、を始ハ始を人、ち始
ぬ、始ふ、ふ始ぬ、を代ハ、を、ら始を、ら始ら始ら始

て、治〻の位号〻までも、必かく詔ふ〻〻ハ、あるべし。そもそも、かく天地と共に、もく〻なる法じく〻ハ、定め給ひ、ゆゑ五百年ばかりを隔てゆやう〻ふ類ともてゆきて、保元年治元暦文治のゐどより、天下諸國の司ハ、又ゆるきふ立つて、此書典を、くゞめのこのことを、おのづ〻又上代の形ふ、あらつ、皇祖の法ゐを思ふべし。つゐに〻〻。○數賜 霸 留。霸字ハ、ものへるを、面用ひ〻るし。出紀又傳是石、あれ中ふ、代字をへの假ふ用ひ、そもそも代字。他の位ふを、一つも用ひ〻ることなきふ、第二位と、此位とふの〻、ものて用ひるハ、ゞ假名ものゝ、人のあり、是、數賜とハ、数ふ、ものゝ、しめふし。○受被賜 坐を、持統天皇文武天皇つぎ〻、此書典を、定め給ひて、典乃ふ、天下の政を、行ひ給ひ、と。○衆被賜 云と、衆を、親王法王法皇百官人、天下公民ものゝ、此典を、天智天皇、新ふ立給ふ制ものふ、當初ものゝ

やうふ、等〻ハ、行ひ給ひ、や、ものれで、類とやまかりむあふ、かゝ、ぢ〻、取り、多て、称ものふ、位ものふ、そもそも、代代ものて、位号〻、此位ふ、ものゝ、ら、び〻ハ、位ものふ、あるべし。もし、物〻、ものゝ、ひるハ、位すかく、こちら〻、位までで、動、位ものゝ、ものゝ、ものゝ、べきものゝ、ざし。○仕奉 利豆羅 久止 ハ、衆の仕なる、豆羅久、ハ、都流を、迎ものゝ、ものふて、いふをいゝ、といふ、彩し。○詔命ハ、元の天皇の、ものゝ、ものゝ、上を、兼て、衆の仕なるを、いふ、肉ふ、元の天皇の、ものみ、づ〻のものゝ、ものゝ、見、位ものゝ、し。衆侍とハ、ものゝ、衆〻ハ、親王法王法皇、いふ、れば、ものゝ、中ふ、ものゝ、づ〻のものゝ、もこ、ものゝ、て、侍ハ、波閑流〻、例て、閑ハ、ものゝ、し。ものゝ、べ、ものゝ、ものゝ、後の、ものゝ、侍ふ、ものを、ものゝ、ものゝ、ものゝ

ある也。○威加母・加字印ヲ中ヲ久と云ハ一本又一本ハ仮字ヲ用ル
ごとくもよし。代讓ヲ好ふ大命の畏きよし。○我王朕子天皇とハ
文武天皇ヲ申し奉ふ。我王とハ謙ヲ敬ふ。他の例ふも多し。
孝德紀ふ皇ヲ孝ふ天皇ヲ奏ふれ天皇ふ奏ふれ天皇ふも。天皇我皇とも。あふる多し。朕子
とハ。元明天皇ふ。文武天皇ヲ大に母ヲ坐せ。○詔豆羅久ハ元明天皇ふ。
○勞ヲ。都加良志久と訓べし。四十五ヲ。朕波御身都可良之久
於保麻ヲ麻須ヲ依天。太子ヲ天都日嗣高御座乃継天
方授麻都流止命天。五十八ヲ。此月頃間身勞須北闇食ヲ。
ヲ。ヲ。ヲ。

ける八坐世といふ名のごとくなるべし。ふくをとは大命ホハすもの
〳〵ゆくゝゝゲめ〳〵なるもどもこゝてあるとは角ふ伝十宮伝あるなどふ伝
もバ大命ホといふべし。ぐふ与ふ伝あるふ令ひいるあるうるべいと〳〵
ふ伝ぐゝたを伝のもひて試るいとぐ坐ハ偽字あて令隨のとなるむの。
まげ坐を偽あれるむといふあるゝふ沒ふ大坐〳〵而とでき〳〵ゆれど
あるとけて令隨とハ〳〵麻〳〵のといふが即隨のとあるとよりあ麻〳〵ホ
ゝと麻ホ〳〵ニゝと麻加世〳〵るいあるべし。さて大命ホ令隨とハまづ
第巻ゆあふ伝ひふ天皇ゆ令かゝるみとゝあるハ天皇ゆ大食ハゆるこ
とふてもあきがゝ〳〵と令ゆまふ〳〵畏まりて仕るよゝあるとハ臣民
の方ゆいふ与ゆゆ大食ホませハそゆ天皇ゆ方ゆいる伝あるて天
皇ハ天の子ゆ第の事ゆ大食ゆ任ホ令為ゆふよゝ〳〵されど大食ホ任
せといふ〳〵日とゝもゝれバ神ゆぐゝとやしゆるひふて天下ゆ事大食

のまゝゆる天皇とやしゆるとあるて此伝やて天皇ゆ法事とゆるるあて大
命ホ坐詔久〳〵いふゆる天皇ゆ詔ぐ〳〵いふとゝ文ゆゆ〳〵いふハ天皇
〳〵ゆるて大坐〳〵てもゝれど大命とハぐふ与伝とゝていふあるうぎ
ふゝ。ゆ伝角云伝十宮伝あるぐの偽のつぎゆゆて伝ゆ〳〵ゝ〳〵ぎゆハ沒
ふべし。さて又今一つの考もあり。万葉九ホ命乎志麻勢久可願といふふ
と。遊仙窟ホ安穏を下せと例るゝを合て思へど坐世ハゝとふゝ。安
見〳〵といふ字ゆ伝ゆて万葉ゆハ久可願〳〵いふて言ゆ字あるゆ
ゆれバ師の麻敦伎久毋願を偽るゝといふれてゆ伝ゆるべうむるゆ
伴のとうてハ大命ホ〳〵いふ〳〵ゆのぐ〳〵されど仕考ハ之ぐふるべし。
〳〵考あべきゝ。大坐坐ゝおゝ偽〳〵ゆふハ即わゆ
ゝ〳〵ゆゝホまをゝ切ていふゆゝ伝ゆふハおゝ〳〵ゝゝも有。
四十一伝ホ別好久大末之末世波四十ゆ伝ホ於保麻之麻須ゝ

古事記仁德條に今大坐ゐどを一本に坐字一つあるハ一つ義なり。
○治可賜止。上の天つ日嗣の位者とうけ給ハこと係り。汝命天皇と
なり坐て。天下を大倉に令隨ふ〳〵まして。天つ日嗣の位をバ治めべ
し〳〵と心。元まで文武天皇の詔なるよし。○答曰豆羅久ハ。元ハ天皇のこと。
○不堪。天皇と爲て。天乃位を受とうけ給ふ心。○遍多久。多毘麻祢久〳〵洲べし〳〵志ま〳〵なる
なり。五十日に一二遍能味に不在。遍麻年久。万葉十九に多婢
末祢久。末〳〵に三に作ふ。年長久日多久。五十九に麻祢久在。
乃紫二に真根久往者。人應知見四に君之使乃麻祢久通
者なり。猶多〳〵數多〳〵也。麻祢〳〵洲べきこれうまつり。
詩四風弟祭祝詞に也。歳真尼久と見。○日重。日家ぞとふ。
曰に誤なり。今改めつ。○詔命者ハ。なく讓なり。宣の詔命。○受

賜止。此賜ハ比みづ〳〵そなへてのことふ辞に被賜ハ。
文武天皇八六月丁卯朔辛巳に崩〳〵ましを十五日ハ。即其日なり。
で。ふ。ふ。ア。モ。ヤ。む。て。え。も。更ナ。ル。ま。ら。べ。し。○白奈賀羅ハ。
文武天皇に中ル。ふ。奈賀羅ハ。屋ふのこと。俗ふつかぐ〳〵ちをふ。
も。第十に作ふ。教賜比趣賜比奈何良受被賜持豆十五に作ふ。云〳〵勅
賜奈良。成奴礼波。みナ二に作ふ。思冨之坐奈何良。〳〵も。ま〳〵ふの
こと。そ。て。ら。ま。ち。奈賀羅ハ。繼坐〳〵ふ。まそふのを係て。こと〳〵へハ。か
ら。ど。○重位ハ繼坐。ま。ら位乎とうべ〳〵ゆふ。ハ。ア。ル。ハ。ア。ル。ハ。ア。ル

書紀の巻〻の詔ふ〻ふ此類の語の多くハ上代の老〻なる人ハ必ず撰者ハ
潤色の文なれバ論ふべき限ふにあらぬ〻ぞ此末〻ハ老のてらふ勿りてを
やう〻ふ論まほうつて実ふにる信も多し〻然ふ孝徳天皇天智
天皇乃ハ世ふ初めてハ多ふ漢を採び用ひ給ふ〻この天地心
乎云〻〻つふ〻ふ法号〻ハ詔ふ以ても〻伝ふものハ代ふぞ始
まりきも多べて此紀の書〻ハ詔ふ言ハ古ふ〻にその意を深ふ
〻ふ多く論じ出ハ天智天皇ふぞ始まりつ〻む○弥結
尓・既ふ条一伝ふ如〻○阿奈〻比奉り〻て輔佐奉ると日ふ云
〻ふ〻て〻ふ〻て云ふ細ふ考ふふ足荷ふ〻べ〻元て足ハ人ふ
ル器ふと下ふ立て掲支持物し荷ハ物を掲ふを云ふ倍ふ揚の両猶
ふ物を著て擔をの〻ふ〻ハ人ハ〻ふ〻ハ張ら〻ぶ〻〻ハ此云ハ
物の足乃掲支持ふ〻ふ臣の下ふ立て君ふ補ふを云ふ和名抄造作具

ふ麻拄阿奈〻比竹取物語ふ〻ひを〻て小右記長和四年
造内裏ふ事を記ふ〻ふ安奈〻比結〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ
足代〻ふ〻ふ〻ふ麻拄〻ふ字ハ〻ふ〻ふ〻ふ足代ふ扶掲
て下を支持物ふ〻ふ阿奈〻比ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ此云弟ふ伝ふ
四伝軍ハ伝ふ十一伝ふ〻ふ〻ふ〻ふ扶〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ
ふ〻ふ〻ふ〻ふ改賜比換賜比或ハ恵賜比撫賜比
ひふ〻ふ○依而志ハ助語ふ字ふ〻ふ者ふ〻ふ〻ふ伝ふ
十八伝の例ふ〻ふて改め〻○平長弟九伝ふ平久長久可登弟十
伝の次ふ〻ふ大ふ〻ふ多比良氣久那何久伊末之豆○不改常典
止立賜霸留云〻上ふ既ふ天下之政事者平長将在〻伝ふ〻ふ〻ふ
ふて又〻と此〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ上ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ
此新法を立て了し給ふ人の信ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ

伝ふるごとくなるべし。○頃事無久。頃も動も変易るといふなり。○渡将去。去は過ぎ〳〵を経移し。万葉十七に、立山ゆ雪の降りおける雪の如ときわが思ふ妻に逢ひ来ぬかも。流波は、波の流れ。又まして和多流あひぶふ。こゝろもて月日を経移をこゝろといふ。○遠皇祖。遠世上に又まうのぼるべくあるを○辞立。辞は言葉。事ばを好べし。万七伝に、此者事立不有。天日月在如。地山川有如。十五伝に、言立者足母阿賀迦迩嬢姫伊勢物語に、古事記仁徳段に、言立者足母阿賀迦迩嬢姫伊勢物語に、正月物見あそびの条に、辞をかはす。辞をかはすこゝろ。○人祖。祖は父母。古書に、於夜は父母をいふ。おやを人のおやとなしたるは、古のさま。○弱く祖〳〵をこゝろとはしておやを人のおやとなしたるは、古のさま。○弱児は、和久。碁と訓べし。武烈紀に、思寐能和俱吾。継躰紀、哥に、愷那能倭俱吾。万葉十五に、等能乃和久。胡ゑびもこゝれ

らは、少壮士をいふ。万葉に、言は同じ。古は幼稚をも共にいふ。○養治は、夜志那比。比は多須と訓べし。又訓べし。○事乃如久。凡て如の字、久と訓べし。弟は、弟を云。○先豆云。上件のごとく天皇坐て、天下の民を己が弱児を養育ごとく、慈物なるものなり。即位の始に、先帝の遺詔を行ひ給へるを、紀に、慈を行ひ給へるこゝろ。○慈賜久の下、漢文に、紀にこゝろ。○慈賜久の下、漢文に、紀にこゝろ。○慈賜久の下、漢文に、紀に

内已殺訖及強盜竊盜常赦不免者並不在赦例前後諸人非反逆緣坐及移鄉者並宜放還亡命山澤挾藏軍器百日不首復罪如初給侍高年百歲以上賜粍二斛九十以上一斛五斗八十以上一斛八位以上級別加布一端五位以上不在此例僧尼准八位以上各施粍布賑恤鰥寡惸獨不能自存者人別賜粍一斛京師畿内及太宰所部諸國今年調天下諸國今年田租復之元元之慈

[illegible]

[illegible]

第四詔

和銅元年春正月乙巳武藏國秩父郡献和銅詔曰〻

現神御宇倭根子天皇詔旨勅命乎親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞宣高天原與利天降坐志天皇御世乎始而中今至麻豆天皇御世天豆日嗣高御座坐而治賜慈賜來食國天下之業

隨神所念行（モカムナガラオモホシメ）佐久（サク）
詔命（ノリタマフオホミコトヲ）乎（モ）衆聞宣如是（モロ〳〵キコシメサトノル カク）
治賜慈賜來（ラサメタマヒジジタマヒク）留（ル）天豆（アマツ）日嗣之業今皇朕御
世（ヨニ）爾（アメリテマセバ）當而坐者天地之心（ヨ ニ コヽロヲ）乎（イトホシミ）勞（イカシミ）重（カシコミ）弥（イヤシ）厚
（ヌクニノウチノヒカシノカタムザシノクニ）恐（カシコミ）弥（イヤシ）坐（イマス）爾（ニ）聞看食國中（キコシメスヲスクニノウチノ）乃（ノ）東方武藏國
（カノヅカラニナレル ニキアガネイデタリ）自然作成和銅出在（ヨシ テ タテマツレリ コノモノ）止（ト）奏而獻焉此物
（ハ アメニマスカミクニマスカミ）者天坐神地坐祇（ノ アヒウヅナヒニツリサキハ）乃（ノ）相于豆奈比奉福倍波
（マツルコトニヨリテウツシクイデタカラニ）奉事（マツルコト）爾（ニ）依而顯（ヨリテ ミヨ）久（ノ）出（イデ）多（タカラ）留（ニ）寶（ル）爾（ニ）在羅之止（アラシト）神
（カミ）

隨所念行（ナガラオモホレメ）須（スコヽヲモテ）是以天地之神（アメツチノカミノ）乃（ノ）顯奉瑞寶
（アラハシマツレルシルシノタカラ）
（ニヨリテミヨノナ）爾（ニ）依而御世年號改賜換賜（アラタメクヘヒカヘタマハ波）久（ノ）詔命（ノリタマフオホミコトヲ）乎（モ）
（モロ〳〵キコシメサヘトノルカ ケイウムノイツトセヲアラタメテワドウノハジメノトレトシテ）衆聞宣故改慶雲五年而和銅元年爲而
（ミヨノナトサダメタマフコヽヲモテアメノシタニヨロコビノ大ミコトノリタマハク）御世年號（ミヨノナ）止（トサダメタマフ）定賜是以天下（ニ）爾（ニ）慶命詔（ヨロコビノ大ミコトノリタマハク）久
（カウブリクラヰアゲタマフベキヒトぐヲサメタマフ）冠位上可賜人人治賜（ムザシノクニノコトシノチカラシロ）
（ソノコホリノツギユルシタマフトノリタマフメラガオホミコトヲモロ〳〵キコシメサヘトノル）年庸當郡調詔天皇命（ヨウ）乎（モ）衆聞宣

漢文 免武藏國今

高天原 與利・與字一本ハ由トアリ。第七行ハモ由利又由理トアリ。考

紫ちふと紫あり。古、よりとも少とも通りいつる心。ふふ、ゐを暑きて。
よりとも。ゆるもいつり。○天降る。阿母理と訓べし。万葉ふ又ふ。ふよおつと乃
切つる心。此天降ゆ〻天皇ハ。迹〻藝命ゆ中せる心。爰て神代ゆても。
天皇とゆ〻又人の代ふても。天皇をバ神〻ゆて。神代人代異ゆるなり。
○中今。第一ふ出。○天豆日嗣の下ふ止と清付べし。第三ふ第五ふ
ゆるふ。天豆日嗣止高御座ゆ坐而。とつる例也。○高御座ゆ坐
而。ゆ字一本ふ止と作ハ誤也。○慈賜来ハ。ふ出る御慈の件〻ゆ
ふ多〻也。ふ。まりかくハふふ。○食國天下之業とハ。食ふ天下を
治ふ。ふれ業といふ。之業ゆ。天皇ゆれ業といふ。ごと。○天豆日嗣
之業ゆ下ふ。止と清付べし。第十三ふ。恵賜来流。天日嗣
乃業止。今皇朕云〻とつる。同じ例なれども。止ハ。てゆ。ゆ。
○皇朕ハ。天皇のれみづ〻ふ云也。他の ふ多〻ふ。万葉ふ。

天皇朕宇頭乃御手以云〻。○辱弥牟一ふ。可多自氣奈
弥奈念須。五十三ふ。加多自氣奈美伊蘓志美思坐須。五十四
ふ。耻志賀多自氣奈志ゆ。多〻。此云ハ。恐也。恥〻。
ふ。恐也。ふ。物体ふ。ふ。ふ。
云〻乎宇牟我自辱弥。又右ふ引る日十一ふ。ふ十二ふ。又五十七ふ
ふ。辱奈美歓之美ゆ。ふ。ふ。ふ。
て。○和銅ゆ。ゆ。ふ。ふ。
ゆる熟銅。ふ。ふ。ふ。
ゆ。ふ。ふ。ふ。○出在。多理ふ在。
ゆ。ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。
ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。

てもてる事なり。紀中宮令ふ。これをおきて外ふ例なし。○相于豆奈比ハ。俗云ふ。祢の納受し給ふと云ふ。相于豆ハ。珍彦子。宇頭乃幣帛。宇頭乃御手。などの宇頭。皆てう字。えしく。えでしたをいふ。奈比ハ活なを活用なる。ふ。へいふ。商をもてあきなふ。いぎといふ。さそふをいぎなふ。諸なりとも。こうぎなふといふ。書紀。うづもひて。これ。政を祢の色で。美好とし給ふ。相ハ。心しと互ふ。せまること。彼と此とのあらそふ。ふ。仁徳紀ふ。納ハ田。皇女。将為妃。時。皇后不聽。とある不聽を。ウナヅルサズと例るハ。うなづきゆるさぬと云ふ。書。うなづくハ。拙俗書なども。て。人のいふを。聽入ゆるして。俗云ふ合点をいふ。ちなされ。うづもひ。うなづきもひ。うなづもひ。伴の二ついづれも。ひとしハ。ひとふて。納受。ふ。紀云。糸ふ。紀ナ三。紀ナ三。紀ナ八

伝。ぎふ。紀第十八。ふ。天地乃神安比宇豆奈比。皇御祖乃御霊多須氣豆。と。ゆ。同十三ふ。現を。ウツヒと例るハ。ふ。ぐ。こと。ウツシクとぞ例べき。○福波倍。凡てさいわひといふ。さて。へといふ。ハ自他の差あり。集ひ。集へ。ものめし。ちきハ。他を福。ものめしといひ。さいわひのえせを切めて。へといふ。さいわひと混ふべ。○顕久出曲。久を。一本ふ支と仮る。ハ。湯心。糸ふ。紀ふ。于都斯久皇朕御世當顕見曲物。ホ者不在。奇ふ。紀ふ。宇都志伎青人草。とある。書紀ふ。顕見蒼生。とも。○瑞寶。瑞ハ。他の詔ふ。ぐ。瑞とのも。又大瑞。と。貴瑞。とも。つぐ。志流斯。と例べ。欽明紀ふ。徴表。仁徳紀ふ。有瑞。是天之表焉。とて。瑞をさして。とも。紀ふ。同じ。紀ふ。瑞蓮。瑞稲。瑞鷄。などの。瑞をバ。アヤシキと例ハ。さと。者べ。ど。大瑞。又。瑞。とのこと。ふ。ばバ。アヤシキとハ例ぐ。又。書紀ふ。鶏。瑞。天

瑞ゑぐ。元てミヅと例るハいろ〳〵き色がゝし。祥瑞の瑞を。然訓べきよ〳〵也。
万葉十九に。従古昔無利之瑞多婢末祢久申多麻比奴。この瑞
を。ミヅモ〳〵例るハ。色がゝし。然訓てハ一ゝ足ざるゆゑモと後付るもいと
穂ゑぐ。色もシルシ〳〵ぞ訓べき。又書紀に。祥をサガと例るもわろし。孝徳紀
に。休祥ゑぐ。ハ。瑞も同じ。是ハ。瑞也と注し。瑞も。信の意。ハ。芸ふ也。宜きを。伝芸の政の色でゝ
に。徴で。ゑ徴表の形。是ゝ物を。ハ。さてゝの瑞宝ハ。ゝ和銅をいふ。
○御世年號。此四字。美余乃那と訓べし。文徳実録。齊衡元
年乃詔に。御世乃名。天安元年に詔に。御代乃名。三代実録。元
慶元年の詔に。皆かゝ。ゝ。ゝ。

命ヒ○冠位。冠ハ加賀布理と訓べし。賀濁音。布清音。万葉五ノ麻被引可賀布利。又ハ可美許登加我布理などゝ。冠ハ代々ゝ
ゝ国ゝ代ゝ。字統ハ加ゝ保利と。和名抄ハ加宇布利とあるハ後の考使ハ頼もゝ唱ヘ。さて位階のゝ
冠位といふ。ゝ。推古天皇ゝ始行。冠位ゝ始賜。冠位於諸臣
とゝ。氏族ゝ始めて十二階の冠を制ひて。冠のゝ色ゝ。考異
き級を別ゝ。かくて後孝徳天皇ゝ法ゝ。七色十三階とゝ
ゝ。又十九階ゝ。天智天皇ゝ。二十六階ゝ。天武天皇
十四年ゝ。更改爵位之号。四十八階とゝ。かくゝ位
階ハ。冠を以て。ゝ。卑きゝ。ゝ。冠位とハいふ。
さて文武天皇大宝元年ゝ。官名位号。制ら。これより停賜
冠易位記。ゝ。此時ゝ冠を物ふ。ハ。止ぬ。ゝ。後も

宣命ゝ。ハ。ゝ。名目ゝ。冠位と。ゝ。○治賜ハ。ゝ。
ゝ冠位を上ゝ。ゝ。○漢文ゝ。ゝ。ゝ。大赦天下。自和
銅元年正月十一日。昧爽以前。大辟罪已下。罪无輕重。已
發覚未發覚。繫囚見徒。咸赦除之。其犯八虐。故殺人。謀殺
人已殺。賊盗。常赦所不免者。不在赦限。亡命。山澤挾藏軍
器。百日不首。復罪如初。高年百姓。百歳以上。賜粟三斛。九
十以上。二斛。八十以上。一斛。孝子順孫。義夫節婦。表其門
閭。優復三年。鰥寡惸獨。不能自存者。賜粟一斛。賜百官人
等祿。各有差。諸國之郡司。加位一階。其正六位上以上。不
在進限。○庸ハ。知加良志呂と訓べし。孝徳紀ノ庸
布をチカラシロノヌノと訓。力代の義。賦役令ノ凡正丁。歳役十
日。若須収庸者。布二丈六尺。一日二尺六寸。義解ノ其収

庸者須隨郷土所出不可以布為一例也と云ふ唐書食
貨志ふ用民之力歳二十日不役者日為絹三尺謂之庸と
云へるなり役ふ収ふ物ハ地方の力代として不役者とハ或ハ役ふる
或ハ役ふべき事少くて役ハざる者なり云日数
そハ事ハ多くハ布を収ふ事なれども義絹ふ尺
てるふもの何ふまれ多くハ土よりいだす物なれ布ふ
ハ曾乃許保理と訓べし書紀ふも當ハ當縣
ところハ和銅の頃ふ秩父郡をさていふ調
ふ物ハ調の子賦役令ふ委く見えたり
庸を免し給ひ又陸ふ秩父郡ハ調をも免し給

庸者須隨郷土所出不可以布為一例也とそしるり唐書食
貨志ふ用民之力歳二十日不役者日為絁三尺謂之庸と
こんそしるめり役のうりふ収抱くかれ力代としり不役者とハ或ハ役ふる
べくして役ふれさる者或ハ役ふべき事少くて役ハさる者ハなどなて日数
をかりて庸ハ収之そハまりハ多くハ布を収とハ道ども義紀ふそし
るおとり必布ふ限るふもつ何ふまれ国々土より出る物をも布ふ
准へて収るなり○當郡ハ曽乃許保理と沙べ書紀ふも當ハ當縣
當里ハなど曽乃と沙ぶこるハ和銅の如る秩父郡をさていり○調
ハ都岐と沙べ〜みつぎ物ハ調の字賦役令ふ委くそしるり考らくハ
武蔵国中ふ〜ハ〜て庸を免〜ハ又ふ秩父郡ハ調をも免〜ハ
ふなり